

令和5年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(24日目)

令和5年3月22日(水)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 4号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算  
について
- 第 2 議案第 5号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算に  
ついて
- 第 3 議案第 6号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 7号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算  
について
- 第 5 議案第 8号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい  
て
- 第 6 議案第 9号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算  
について
- 第 7 議案第10号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につ  
いて
- 第 8 議案第11号 令和5年度永平寺町一般会計予算について
- 第 9 議案第12号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算につ  
いて
- 第10 議案第13号 令和5年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につい  
て
- 第11 議案第14号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第12 議案第15号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算につ  
いて
- 第13 議案第16号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第14 議案第17号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算につ  
いて
- 第15 議案第18号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第16 議案第19号 令和5年度永平寺町上水道事業会計予算について

- 第17 議案第20号 永平寺町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第18 議案第21号 永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第19 議案第22号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第23号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第24号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第25号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第26号 永平寺町給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第27号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第28号 永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第29号 永平寺町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 第27 議案第30号 第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定について
- 第28 議案第31号 町道の認定について
- 第29 議案第32号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第30 議案第33号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第31 発委第 1号 永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第32 発委第 2号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 委員会の閉会中の継続審査について
- 第34 委員会の閉会中の継続調査の申出

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 山口真君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 坪田満君
- 総務課長 吉川貞夫君
- 契約管財課長 竹澤隆一君
- 防災安全課長 吉田仁君
- 財政課長 森近秀之君
- 総合政策課長 清水智昭君
- 住民税務課長 原武史君
- 会計課長 石田常久君

福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	島田通正君
農林課長	黒川浩徳君
商工観光課長	江守直美君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	坂下和夫君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただきまして、ここに24日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議場に入場する際は、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議規則第21条の規定に基づき、お手元に配付しました議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第 4号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第2 議案第 5号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第 6号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第 7号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第 8号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第 9号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第10号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算

について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第4号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから日程第7、議案第10号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの7件を一括議題といたします。

これより第3審議を行います。

議案第4号から議案第10号までの7件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決いたします。

それでは、日程第1、議案第4号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第5号、令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第6号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第7号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第8号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第9号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第10号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件を採決します。



お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第 8 議案第 1 1 号 令和 5 年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第 9 議案第 1 2 号 令和 5 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第 1 0 議案第 1 3 号 令和 5 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第 1 1 議案第 1 4 号 令和 5 年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第 1 2 議案第 1 5 号 令和 5 年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第 1 3 議案第 1 6 号 令和 5 年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第 1 4 議案第 1 7 号 令和 5 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第 1 5 議案第 1 8 号 令和 5 年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第 1 6 議案第 1 9 号 令和 5 年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第 8、議案第 1 1 号、令和 5 年度永平寺町一般会計予算についてから日程第 1 6、議案第 1 9 号、令和 5 年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの 9 件を一括議題といたします。

これより第 3 審議を行います。

議案第 1 1 号から議案第 1 9 号までの 9 件について、1 件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第 8、議案第 1 1 号、令和 5 年度永平寺町一般会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「討論あり」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案の反対者の発言を許します。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) それでは、私から、令和5年度一般会計予算について反対の立場から討論させていただきます。

令和5年度当初一般会計予算は、現在、日本が直面している高齢化、そして人口減少の波が確実に進行している状況下で3年以上になるコロナ感染症は、住民生活の様式やコミュニティの環境に、大きな負の影響を及ぼしていると考えています。これらのことから、今後必要となる持続可能な共生社会実現に向けて、種々の克服しなければならない課題となっていると思っています。

これらの課題に向けた町の対応として、これまで防災に対する施策や支援、また、高齢者や障がい者など、これから考えられる避難弱者に対する避難計画や、その体制についての評価、それから、特に高齢者を中心とする公共交通の対応、近助タクシーに見られるわけですが、そういうものの対応について、また、移住、定住の促進対策と、それから在宅訪問診療の充実や、コロナ禍における感染症やそれに関わる経済支援、そういうものに対しては評価することが多々あると思っております。

しかしながら、特に支え合い、共生社会の実現に向けた取組の中で、先ほどの課題がありますが、地域コミュニティの再生に伴う拠点づくり、組織づくりに向けた予算や施策、例えばそれに向けた人件費、人の対応、それからその施策に対する費用を考えると、それはまだまだ低いと思われまます。特に永平寺地区において、各地区の公民館の位置づけの検討が必要と考えるとともに、若い世代に対して魅力ある、特化した、思い切った移住、定住の施策が必要というふうに思っております。

2つ目、今春開校する私立のみどり葉こども園と、惜しまれながら閉園する松岡、それから松岡西幼児園の閉園に見られるように、再編が進められています。しかし、再編では定員150名で、予定者が180名近くになっていると思っております。3歳・4歳児は30人を超えるクラスとなっています。これから再編を計画している永平寺地区の幼保園の充実は、再編でなく、地域の若い世代が地元

で安心して子育てができる環境づくりが、その若者世代にとっての約束するものであり、地域づくりの立場から必要と考えております。

3つ目です。小中学校の再編統合については、志比北小学校の廃校に対し志比小に統合の案が保護者、住民に提示されました。その進め方に課題があると私は考えております。町が示された内容については、地域にとっては重大な、大きな問題であるにもかかわらず、保護者に対して、たかが1か月足らずでの回答を求めた点。地域住民に対しては、3回、26名の出席の中での説明で同意を得たというふうに考えている点。議会と語ろう会では、65名以上の出席、100通近くの意見をいただいています。そういうふうな考えから、住民の意見も聞かず短時間で決めるのか。さらに、保育園や今後の地域のビジョンを示されていない。幼保園、小学校が廃校になればますます若者が住めなくなっている。これは、過去に志比北幼児園は0歳児保育を行っていました。それがなくなりそこから他園に通園する、そういうことから、若い世代が他地区に移住したという事例もあるというふうなご意見をいただきました。それが地域の衰退につながり、そして全国的にもそういう事例がある中で、地域の衰退につながるというご意見がありました。

など、今後の地域の高齢化、人口減少の課題解決に向けた施策の予算がまだまだ不十分と考え、反対の立場を取ります。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） 全体的に、以前の政策予算につきまして、今までの予算につきましては局所的な事例や体験、そういったものを重視され、見聞きした事例、また、限られた経験から導き出されるエピソードというものを参考に政策立案を進められるというようなこともあったように思いますが、エピソードも大切な要素であることは否定するものではありませんが、統計的に考えると、固有のエピソードに頼った政策の成果は低いものと考えられます。仮にエピソードがある時期、ある市町に当てはまったとしても、数年後にはその市町の状況は変わっていくことも否定できないと考えます。

そこで、今後は、やはりエビデンスによる該当する政策手段が、政策目的に照らして効果を上げることを重視しながら、進めていけばいいのではないかなというふうには思っているところでございます。

本予算につきましては、それぞれエビデンスに基づき、現在の本町の人口問題、

移住、定住の課題、子育て、脱炭素社会、経済対策など、今実施を求められる社会情勢に対応しており、時代に即した安心と笑顔のあふれるまち、これを目指した予算であると評価いたします。

これからの未来への投資としての子ども政策も含め、将来に向けた持続可能な社会づくりを期待し、強いイニシアチブで住民サービス、地域活性に結びつくエビデンスに基づく政策事業を要望し、本予算に賛成するものといたします。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 私の令和5年度予算案に対する討論でございます。反対討論でございます。

私、新年度予算案についていろいろ見てみますと、町民に必要な予算のあるのは、これは認めるところです。しかし、幾つかの点で討論をいたします。ちょっと長くなりますから、ゆっくりと。

1つは、マイナンバーカードの普及のやり方です。

これは国の方針もあるのかもしれませんが、やり方がひどい。2万ポイントの付与のみにとどまらず、国は今後、国民健康保険証や運転免許証までマイナカードに統合するとしていますが、国民の命まで含めこれら情報を一括して管理すると言うが、これら情報を企業が活用している実態があります。本来、個人情報、このような企業のもうけのために活用できるシステムになっている、これは認められないことです。今日の情報管理の水準では、国民個人の情報まで丸裸にされてしまう状況があると思います。よって、マイナカードによる国民の情報管理を目的とした住民へのなりふり構わぬ普及については反対です。

2つ目、職員の研修の問題です。

町長は、パートナーシップ宣言に関しては、視察研修も行って、早期に実現についてということを所信表明で発表しましたが、私はこれについては何の異論もありません。ただ、私たちがこれまで指摘し実施を提案してきた地域づくりの地域の分析や考察について、島根県にある地域再生の数々の成果を持つ中山間地域研究センターへの研修の件、本町の地域づくりの視点がどうも少しずれていることをこれまで指摘してきました。ここでの研修は最低1週間程度の単位だと聞いています。ぜひ地域づくりの視点でのずれを正す意味も含めぜひ実施すべきだと思うのに、この分野ではそれが見られないということです。

3つ目です。町の社会福祉協議会の位置づけです。

現在、町の社会福祉協議会は、赤字決算どころか赤字予算を組まなければならないという状況にあるようです。そのために、町から移行した事業の縮小や、30人にも上る職員の削減を行おうとしています。さらに、縮小部門の一つは弱者支援の削減であります。しかし、社会福祉協議会は町と表裏一体で、町の社会福祉事業の実施を担う組織でもあります。現状では、この組織の運営に町が親身になって相談しているという、そういう町の体制はないように私は思います。社会福祉協議会が経営に行き詰まれば、一番大変なのは町というにもかかわらずです。社会福祉協議会の、私たちのほかの地域の視察では、ところによっては町や市の担当者が付き添って視察に対応する、そういう自治体もあるくらいです。本当にこの辺は親身になって相談できる体制こそ今つくっていく必要があると思いますが、それが見られません。

4つ目は、旧松岡市街地、松岡小学校下の保育園、また幼稚園の再編というか、統廃合と民営化の実施の問題です。

町は再編と言いながら、結果は大規模な民間への一本化となっています。それも定数については、議会との協議、確認の内容とは少し違ってきています。それに実態、統廃合ではないかと私は思っています。町がいろいろ言いましても、確保していた保育士と、関係者22名の退職になっているのは見逃せない事実であります。やりようによっては保育士が辞めずに済むやり方もあるのにと私は思っています。その研究も見られないのは残念なところです。実態、新保育園は166人の入園希望で、3、4、5歳は一クラス30人超となっています。私は、松岡幼稚園、西幼稚園の閉園式に出席させていただきました。その園の長い歴史を目の前で断ち切るのを見るというのは酷でありました。さらに、西保育園などを公営化するために園舎を早々に取り崩すというのには、私は反対です。

5番目、志比北小学校の統合や上志比中学校の統廃合の進め方には大いに問題ありと思っています。

学校の統廃合問題は次年度予算には計上されていないから、統廃合問題についてはふさわしくないと言う人もいらっしゃいますけれども、それは当たらないと私は思っています。それは、新年度予算案に統廃合問題の計上がないということは、新年度、学校の統廃合については進めないというのが、町の姿勢となるのが普通です。それに、町長の所信表明では学校統廃合は進めるということですのであります。さらに、地域でつくり支えてきた学校を、保護者の説得が先として、地

域の学校と地域の方向を、北地区ではたった20世帯弱の保護者によって決めさせるというやり方は全くもって酷なやり方で、認められないと思っています。また、学校を残す在り方に、例えば特認校は、例があることを示されたものの、本町にはふさわしくないと一蹴してしまいましたが、特例校や学校の豊かな交流事業など、多様な方向が研究もされていないというのは、まさに異常としか言いようがないと思っています。さらに、保護者で決めてしまった方向の住民説明会も、参加者が町実施では27名で、議会の65名近い参加者の半分にも満たない状況です。これは全く形式的な住民への対応となっていて、これはやっぱり進め方としては大いに問題ありと言えるところです。

以上などの理由で、新年度予算案には反対するという立場を取っていきます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 原案に賛成の発言を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 私は、原案に賛成の立場から、賛成の討論をさせていただきたいと思います。

今回、一番肝腎な第1審議、第2審議のときに体をちょっと壊しましてお休みさせていただきましたので、審議内容については、申し訳ございません、存じておりませんので、いただいた資料を基にした賛成討論とさせていただきますので、その点だけご了解いただきたいと思います。

令和5年度に統廃合に関する準備委員会を立ち上げて、志比北小学校の統合準備を進めるというお話をされておったのは、聞いております。学校の統合の準備をするということは、当該2校の児童や保護者、地域の方々にとって、また町にとっても何事にも代え難い重要な事業というふうに私は受け取っております。その統合に関する事業が、令和5年度の主要事業にも見当たらず、令和5年度の当初予算にも何ら計上されていることはありませんでした。

このことから、当該の児童や保護者、地域の皆様方の心情を察して、また、いろいろなお話を町側がお伺いになって、慎重にしていかなければならないという意向の表れではないかというふうに感じております。

令和5年については、その観点から、統合について見送るという決意を私は読み取らせていただきましたので、令和5年度一般会計の当初予算については賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和5年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第12号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第13号、令和5年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 反対討論でいいですね。

○議長（中村勘太郎君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許します。

6番、金元君。

- 6番（金元直栄君） 令和5年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算案について、私は反対の立場を取ります。

理由は、昨年10月から高齢者の窓口負担が2倍になることが導入されました。これらを見てみますと、例えばこれら周辺地域では、いわゆる国民年金が多い、異常に所得が低い、収入が低い、そういう中での負担増であります。そのことを考えると、これらはやはり国に見直しを求めていく必要があるとは思いますが、自治体にとっては国の方針で、あまり関係ないというところもないわけでもないですけれども、しかし、こういう倍にも負担が増えるという問題については、ひいては受診抑制につながるということを考えると、反対の立場を取るということになります。

以上です。

- 議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、長岡君。

- 2番（長岡千恵子君） 私は、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

今ほどの後期高齢者の窓口負担額が2割となったということですが、74歳までの高齢者に関しましては3割負担が原則となっております。ということから、75歳になった時点で、高額所得のある方は3割の方もいらっしゃるかも分かりませんが、そうでない方は2割に、1割の減額をされているということが考えられます。

そのことから考えますと、若い人たちの負担ということも含めまして、やはりそれなりに高齢者の方にも負担していただいて、医療を受けていただくということが肝要かと思えます。それが後々、国民健康保険及び後期高齢者、健康保険等に関しましても、健全な財政を保つためには必要なこと、というふうに考えますので、賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（中村勘太郎君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これで、議案第13号、令和5年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。



この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立ください。

(起立多数)

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件について原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第14号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、この令和5年度介護保険特別会計の予算案について反対の態度を取るわけですが、この間、介護保険は、コロナ禍で本当に介護関連事業者は大変な経営を、苦しい経営を強いられていると聞いています。社協だけではありません。にもかかわらず、介護に関する関連業者のいわゆる給付金は、引き上げられることはなしで実際推移しています。さらに、今日ではこれに燃料等の高騰も重なって大変な状況です。これでは周辺地域では採算の問題で介護サービスが受けられない状況も出てくるのではないかという心配が、やっぱり本当に心配であります。

こういう状況に突っ込んだ国、また自治体の対応もない予算は、やっぱりなかなか認めていけない。本当に周辺地域で安心して暮らせる頼みの綱が崩れることは認められないと思っています。現に全国では介護事業者のいわゆる倒産といえますか廃業というのが随分、数多いということも聞いていますので、私はこれらの予算案について反対の立場を取っていきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。賛成の発言ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第14号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計予算についての

件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立ください。

(起立多数)

○議長(中村勘太郎君) 起立多数です。

よって、本件について原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第15号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第16号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第17号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第18号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第19号、令和5年度永平寺町上水道事業会計予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号、令和5年度永平寺町上水道事業会計予算についての件  
を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第17 議案第20号 永平寺町個人情報保護法施行条例の制定について  
～

～日程第18 議案第21号 永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例の制  
定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第17、議案第20号、永平寺町個人情報保護  
法施行条例の制定についてから日程第18、議案第21号、永平寺町情報公開・  
個人情報保護審査会条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

これより第3審議を行います。

議案第20号から議案第21号までの2件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第20号、永平寺町個人情報保護法施行条例の制定について、自由討議の  
提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論があります。

討論に入ります。

原案の反対者の発言を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この町の個人情報保護法施行条例の問題ですけれども、附則の第1項にあるように、「この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。」というふうに、これらはいわゆる国のデジタル化社会を目指す一つの方向として示されたものです。国のデジタル化の方針の下、国の示す標準化の条例案で、国が自治体の内容についても情報が簡便に国に集中できる体制を取るということを目的とするものです。これによって自治体独自の内容がなくなっていく、ということにもつながっていると私は思っていますし、そういうこともマスコミ等の報道があるところです。

よって、私は、この条例制定については、本当に国の一方的なデジタル化社会への対応のためにということですから、反対の態度を取っていきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、原案に賛成の発言を許します。賛成発言、ないですか。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） 現在のデジタルトランスフォーメーション（DX）化時代を迎えて、情報も非常に、ネットワークを考えたときに、そのネットワークを外すような形、そういった形での利用が今後、個人情報についても検討されているといったような状況でございます。

今後のDX化を推進するためにはぜひ必要なことでもありますので、私は賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第20号、永平寺町個人情報保護法施行条例の制定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第21号、永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号、永平寺町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第19 議案第22号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第19、議案第22号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第20 議案第23号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第20、議案第23号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

自由討議の提案ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第23号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第21 議案第24号 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第21、議案第24号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第24号、永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第22 議案第25号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第２２、議案第２５号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

第３審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第２５号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第２３ 議案第２６号 永平寺町給食センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第２３、議案第２６号、永平寺町給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

第３審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第２６号、永平寺町給食センター条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第24 議案第27号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第24、議案第27号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第25 議案第28号 永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第25、議案第28号、永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号、永平寺町狂犬病予防法施行条例及び永平寺町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第26 議案第29号 永平寺町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第26、議案第29号、永平寺町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号、永平寺町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

（「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時58分 休憩）

---

（午後 3時20分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第27 議案第30号 第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定  
について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第27、議案第30号、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定についての件を議題といたします。

本件は、去る令和5年3月9日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

本日、委員長より審査報告がされております。委員長の報告を求めます。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） それでは、当委員会に付託されました議案第30号、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画について委員会報告を行います。

令和5年3月10日、付託案件について、教育民生常任委員会との合同審査会を開催し、全ての理事者の出席を求め、議案について詳細なる審査を行った結果、当日、当委員会において採決をいたしましたところ、全員一致で可決するとの結果になりました。

以上、委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 1点だけ委員長にお聞きしますけれども、いわゆる地域づくりの核となる学校の統廃合の問題ですけれども、この振興計画の中では、学校の統廃合に対する位置づけ等、どういう扱いになっていたのでしょうか。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩。

（午後 3時23分 休憩）

---

（午後 3時24分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） 今のご質問に対して、委員会での付託案件の中でも可決した部分の中には入っていなかったということですのでございますので、詳細につきましては理事者側をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 委員会の質疑応答の中でも答弁させていただきましたが、全員協議会資料の420ページ、第1章第5節の1ページ目の最後の部分から2ページ目にかけて、2行記述がございます。「学校再編について保護者や地域住民との協議を行います。」というふうな記述がございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、実際こういうことで学校の統廃合を進めるということについて、本当に地域の核となる学校の扱いについて、どうなのかということを中心に心配しておりました。現実的には、ちょっと私の思っている進め方とは違う進め方になっている状況があります。

よって、この振興計画については私、自席で棄権の態度を取ります。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画の策定についての件を採決します。

この採決は起立よって行います。

この議案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

～日程第28 議案第31号 町道の認定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第28、議案第31号、町道の認定についてを議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号、町道の認定について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第29 議案第32号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第29、議案第32号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第32号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

第1条繰越明許費では、戸籍住民事務諸経費448万1,000円を、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用できる経費の額として定めたものです。

以上、議案第32号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

これより第1審議を行います。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、議案第32号について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第32号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第30 議案第33号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第30、議案第33号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第33号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由を申し上げます。

教育委員会委員4名のうち、朝日高範氏の任期が本年3月31日をもって満了となるため、後任に鈴木広幸氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

鈴木氏の略歴につきましては、議案書2枚目のとおりでございます。

昭和56年4月に美山町立羽生小学校助教諭に採用され、平成30年3月に松岡中学校校長を最後に定年退職されるまでの37年間、主に小中学校の教員として勤務なされ、旧上志比村の社会教育主事、福井県教育庁の事務職員としても従事されております。また、現在は、町スポーツ協会事務局員及び部活動指導員として従事されており、生涯スポーツの振興や休日部活動の地域移行につきましてもこれまでのご経験を生かしていただけるものと考えております。

このように、教育行政に精通されている上、人格が高潔で、また委員としての高い意欲をお持ちであることから、適任と考えております。

任期は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第33号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

～日程第31 発委第1号 永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第31、発委第1号、永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、総務産業建設常任委員長より議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） ただいま上程いただきました発委第1号、永平寺町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

改正後の個人情報保護法施行に伴い、国会や裁判所は、法による個人情報の取扱いに係る法律の対象になっていないこととの整合を図るため、議会については地方公共団体の機関から除外されております。

このため、今定例会に理事者側から上程されている新法施行に向けた条例の議案が可決成立しております。

したがって、本年4月以降において当町議会は、町の個人情報保護条例の適用を受けなくなります。このため、当議会において新しい個人情報保護制度に対応する必要があるため、今回の議案を上程するものでございます。

議会の個人情報の対象として、基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が取得する個人情報は想定しておりません。また、新法における罰則強化など、共通ルールに沿った措置を講じております。

なお、条例の施行日は、新法の施行に合わせて令和5年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同いただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第32 発委第2号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第32、発委第2号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。



皆様のお手元に配付のとおり、総務産業建設常任委員長より議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） ただいま上程いただきました発委第2号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本定例会に上程されました議案第22号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてが本日可決されたことに伴い、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたので、議会委員会条例について所要の整備を行うものでございます。

行政組織条例の一部改正に併せ、総務産業建設常任委員会が所管するものとし、永平寺町議会委員会条例の第2条第1号の「建設課」の次に「、えい住支援課」を加えるものでございます。

なお、この条例の施行は、本町の行政組織を変更する日に合わせ、令和5年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第33 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第33、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。

総務産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

～日程第34 委員会の閉会中の継続調査について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第34、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、学校再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

(午後 3時41分 休憩)

---

(午後 3時42分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

年度最後の定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る2月27日の開会以来24日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

この定例会では、令和5年度当初予算を含め多数の重要議案を審議し、可決、承認をいたしました。おのおのの議員からその都度質疑があり、それぞれ回答がありました。

令和5年度一般会計予算に対して、議会として次の点にご留意いただきますよう、お願いします。

1つ、交通弱者のための地域コミュニティバスの運行について、これまで運行時間や運行コースの変更に努力されておりますが、時間帯によってはいまだに利用率が低い。いま一度要因を探り、デマンド型や近助タクシーを含め新たな方策を検討されたい。

2つ、町の社会福祉協議会は、町の社会福祉事業を担う車の両輪でございます。町の福祉事業を担う組織でもあり、寄り添って相談に乗れる体制こそ、町の福祉保健課に必要です。ぜひ福祉保健課の体制強化も含めて必要な体制を求めます。

3つ、私立認定こども園職員の処遇向上、園運営の改善及び幼児教育や保育内容の充実を図るため、町が実施する指導監査で実態把握をしっかりと行い、適切な指導が行えるよう努めること。また、保護者の声が届く仕組みをつくり、安心して子どもを預けられるよう努められること。

4つ、農業生産分野の担い手育成については、安定して生産の継続が続けられるよう、国、県に問題提起を含め働きかけ、担い手の育成に努めること。

5つ、道路消雪施設整備事業は、町民にとって不公平感を強く感じる事業のため、町が政策的に整備するための基準を明文化し、実施に当たっては、十分理解できる根拠を示すようにすること。

6つ、学校教育の交流事業のバスの借り上げ強化については、従来の発想にと

らわれず、授業も含めた交流の研究を深めること。

以上、この6点を申し添えます。

理事者の皆さんにおかれましては、審査の中における質疑、提案等を謙虚に受け止めて、常に町民のための町政運営を図られるよう切望します。

終わりに際しまして、今会期中に賜りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。

今後とも、本町議会の運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶に代えさせていただきます。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、2月27日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和5年度当初予算をはじめ条例の制定等、議案全てにつきまして慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、ありがとうございました。

また、町政の各分野におきまして多数のご質問とご意見をいただきました。いずれも真摯に受け止め、現状と課題を認識し、町政発展のため努力してまいり所存でございますので、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

いよいよ新年度がスタートいたします。令和5年度からは、本議会でご決議をいただきました第二次永平寺町総合振興計画の後期基本計画に基づく施策を着実に推進してまいります。そして、基本構想で掲げた町の将来像「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」を目指すため、SDGsやSociety 5.0などの新たな視点への対応を取り入れ、これまで積み上げてきたまちづくりを継続、発展させてまいります。

さて、松岡西幼稚園と松岡幼稚園が3月31日で閉園となります。松岡西幼稚園は64年余り、松岡幼稚園は86年の歴史に幕を下ろします。これまで両園の運営を全うすることができましたのも、子どもたちの成長を見守ってこられた保護者の皆様、地域の皆様並びに全ての関係者の皆様のご支援のたまものであり、心より感謝申し上げます。

これからも永平寺町の大切な宝である子どもたちが輝かしい未来に向かって幸せに一步一步成長できるよう、教育のさらなる環境整備に努め、町の重要施策である子育て支援をさらに推進してまいります。より一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、今後とも変わらぬ町政へのご指導、ご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 3時49分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員